

第1回小金井市男女平等推進審議会（平成27年度第4回）

平成28年2月19日(金)午後1時～3時

場所：市役所本庁舎第一会議室

次 第

1 議題

- (1) 委員の委嘱について
 - ア 小金井市長挨拶及び委嘱状交付
 - イ 各委員の紹介について
- (2) 会長、副会長の互選について
- (3) 審議会の進め方について
- (4) 男女平等推進審議会（第7期）の審議内容について
 - ア 男女共同参画行動計画の推進について
 - イ 男女平等推進審議会への諮問事項について
- (5) その他

2 配布資料

- (1) 会議資料
 - 資料1 第7期男女平等推進審議会委員名簿
 - 資料2 審議会の進め方について（案）
 - 資料3 男女平等推進審議会の開催経過
 - 資料4 「(仮称)第5次男女共同参画行動計画（案）について」諮問書（写）
 - 資料5 男女平等推進審議会（第6期）提言書（写）
 - 資料6 (仮称)第5次男女共同参画行動計画（案）策定事業概要
 - 資料7 (仮称)第5次男女共同参画行動計画策定スケジュール（案）
- (2) 意識調査に関する資料
 - 男女平等に関する市民意識調査票及び結果概要（速報版）※
 - 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査票及び結果概要（速報版）※
- (3) 冊子等
 - 第4次男女共同参画行動計画 ※
 - 第4次行動計画推進状況調査報告書（平成26年度）※
 - 男女平等に関する市民意識調査報告書（平成24年2月実施）※
 - 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書（平成24年2月実施）※

なお、前期より任期継続の委員には、上記(※)の資料配付を省略させていただきます。今期より就任される委員についても、既に配付しました一部資料については省略させていただきます。

【次回の会議予定】

平成28年4月～5月頃（日程調整の上、開催通知は別途送付します。）

小金井市男女平等推進審議会委員名簿

自平成28年1月23日
至平成30年1月22日

区 分	氏 名
公 募 市 民	おのでら ちずこ 小野寺 千鶴子
	さとう ゆりこ 佐藤 百合子
	せのうえ ゆき 瀬上 ゆき
	はまの ともり 濱野 智徳
	ひの えりこ 日野 絵里子
学 識 経 験 者	うらの ともみ 浦野 知美
	えんざ ちえ 遠座 知恵
	かんだ まさみ 神田 正美
	ほんがわ よしみ 本川 交
	みやうら ちさと 宮浦 千里

(敬称省略) 名簿は各五十音順

男女平等推進審議会の進め方について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。（小金井市男女平等基本条例 第31条第1項）
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。（同 第31条第2項）
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。（同 第33条）

2 会議録の作成について

- (1) 会議録の作成方法について（協議事項）
 - ① 原則、全文記録とすることについて

（参考）市民参加条例施行規則第5条

条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(2) 会議録作成作業について

- ア 会議の内容は、原則録音し、業者委託によるテープ反訳を行う。
- イ 校正は、事務局による確認作業の後、各委員が発言部分の確認を行う。
委員の確認の内容は、差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変換ミス等とする。（修正については会長一任とする）
- ウ 各委員による確認作業終了後、会長が確認を行う。
- エ 確定した会議録は、市施設及び市ホームページで公開する。

（参考）会議録の閲覧場所

企画政策課男女共同参画室、情報公開コーナー、議員図書室、図書館本館

3 傍聴及び意見用紙の取扱いについて（協議事項）

- (1) 傍聴の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ① 会議は、原則傍聴席を設けるものとする。
 - ② 傍聴者からの意見表明は、意見用紙により行う。（資料2-1意見用紙）
 - ③ 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて次回審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。
- ※ 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載します。

小金井市市民参加条例施行規則(抜粋) (平成 16 年 3 月 4 日規則第 6 号)

(改正 平成 17 年 2 月 18 日規則第 4 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 29 号 平成 19 年 9 月 20 日規則第 36 号 平成 21 年 9 月 30 日規則第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小金井市市民参加条例(平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例(平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。)第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第 6 条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

小金井市情報公開条例(抜粋) (平成 14 年9月 30 日条例第 31 号)

(改正 平成 14 年 12 月 19 日条例第 39 号 平成 18 年3月 31 日条例第 24 号)

第2章 市政情報の公開

(市政情報の公開義務)

第5条 実施機関は、市政情報の公開請求があったときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該市政情報を公開しなければならない。ただし、当該市政情報に次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合は、公開しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが一般に必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康もしくは自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報、その他公開することが公益上特に必要と認められる情報

(4) 市政運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にすること、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるもの

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの

第6期小金井市男女平等推進審議会開催経過

回	日時・場所	内 容	委員の出席	その他 (傍聴・保育等)
1	平成26年 1月27日(月) 午後7時～9時 於:市民会館・萌え木 ホール	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱について 審議会の進め方について その他 	10人 (欠席0人)	傍聴者:1 保育 :0
2	7月7日(月) 午前10時～11時25分 於:前原暫定集会施設 A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画の推進について ア 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査結果について その他 	10人 (欠席0人)	傍聴者:2 保育 :0 (意見シート 提出2人)
3	8月22日(金) 午後2時～4時20分 於:前原暫定集会施設 A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画の推進について ア 年次報告に対する評価及び意見について その他 	9人 (欠席1人)	傍聴者:2 保育 :0 (意見シート 提出2人)
4	11月17日(月) 午後6時30分～8時 於:前原暫定集会施設 A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画施策の推進について ア 年次報告に対する評価及び意見について その他 	9人 (欠席1人)	傍聴者:3 保育 :0 (意見シート 提出1人)
5	1月19日(月) 午前10時～11時25分 於:前原暫定集会施設 A会議室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画施策の推進について ア 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書(平成25年度実績)についての提言(案)の検討について その他 	10人 (欠席0人)	傍聴者:1 保育 :0 (意見シート 提出1人)
6	平成27年 8月27日(木) 午後6時30分～8時30分 於:商工会館大会議室	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)第5次男女共同参画行動計画(案)の策定について ア 男女平等推進審議会への諮問事項について イ (仮称)第5次男女共同参画行動計画(案)策定事業概要について ウ 計画策定に関するスケジュール(案)について エ 男女平等に関する意識調査について 男女共同参画施策の推進について ア 年次報告書(平成26年度実績)に対する評価及び意見について その他 	8人 (欠席2人)	傍聴者:0 保育 :0
7	12月4日(金) 午前10時～正午 於:市民会館・萌え木 ホール	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)第5次男女共同参画行動計画について ア 男女平等に関する意識調査結果概要について 男女共同参画施策の推進について ア 年次報告書(平成26年度実績)に対する確認事項について イ 第4次男女共同参画行動計画の推進と計画策定についての提言(案)の検討について その他 	10人 (欠席0人)	傍聴者:1 保育 :0 (意見シート 提出1人)
8	平成28年 1月14日(木) 午後6時～7時10分 於:市役所第二庁舎 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画行動計画の推進について ア 第4次男女共同参画行動計画の推進及び今後の行動計画策定についての提言(案)の検討について その他 	10人 (欠席0人)	傍聴者:1 保育 :0

資料4（男女平等推進審議会）

平成28年2月19日
企画財政部企画政策課

（写）

小企企発第96号

平成27年8月27日

小金井市男女平等推進審議会会長 様

小金井市長 稲葉孝彦

（仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）について（諮問）

小金井市男女平等基本条例第10条に規定する行動計画を改定するに当たり、同条例第27条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

（諮問事項）

- 1 （仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）について

(写)

平成27年1月29日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 井上 恵美子

第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成25年度実績）について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第6期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 審議の経過
- 2 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成25年度実績）に対する評価及び意見
 - (1) 経過と総論
 - (2) 各施策についての意見
- 3 おわりに

(別紙)

1 審議の経過

第6期小金井市男女平等推進審議会（以下、「審議会」という。）は平成26年1月23日～平成28年1月22日の2年間を任期とし、任期前半の1年間で5回の審議を行いました。

前期（第5期）審議会においては、第4次男女共同参画行動計画に掲げる「計画の進捗管理と評価の仕組みづくり」を踏まえ、年次報告書の記載内容についての改善と、年次報告書に関する担当部局との意見交換について提言されました。

この提言を踏まえ、第1回（平成26年1月27日）に、年次報告書に関する評価・意見を取りまとめ、事業改善の参考資料として活用できるよう提言を行うため、審議することを確認し、第2回（平成26年7月7日）から第4回（平成26年11月17日）までに、第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成25年度実績）について、事業内容と実施状況の検討・確認をするとともに意見及び評価方法について審議を行い、第5回（平成27年1月19日）に提言の取りまとめを行いました。

2 第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成25年度実績）に対する評価及び意見

(1) 経過と総論

平成25年度の年次報告書では、新たに男女共同参画の6つの視点をチェックポイントに設け、視点ごとの自己評価を行ったうえで、今後の課題や方向性を記載するなど、実施効果を多角的に把握することができるよう記載方法の改善を図るとともに、実施内容にはジェンダー指数を計る参加者の男女比を可能な限り記載することを要望しました。各事業担当課がこれらの要望に応じて下さった結果、全体的に大変わかりやすい報告書となりました。

さらに審議会は報告書を検討し、いくつかの事業担当課に質疑・確認をしたところ、具体的な説明を回答いただきました（平成26年8月22日第3回審議会資料1「第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（平成25年度実績）における質疑・確認事項一覧）。このことにより、審議会における事業担当課の具体的な取組状況や各事業への理解が深まり、また審議会が記載内容にどのようなことを求め

ているのかを事業担当課と共有できた大切な機会となりました。この確認作業は、有意義であったと評価しています。

その一方で、報告書の「効果（達成度）の理由」や「男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性」の欄が、漠然とした表現でわかりにくい事業が見受けられました。どれだけ人権尊重や男女共同参画を推進することができたのか、チェックした6つの効果視点から評価できたことを具体的に記載し、今後の方向性、課題がよりわかりやすくなるよう、記載の仕方をさらに工夫されるよう求めます。

(2) 各施策についての意見

各施策については、第4次男女共同参画行動計画における4つの基本目標の施策の方向（同行動計画「第3節施策の体系」参照）を項目に挙げ、意見を述べます。

ア 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透について（Ⅰ－1）

人権・男女平等に関する講演会等の開催については、テーマ選定や内容に関し努力をされている姿勢が感じられます。参加人数で一概に評価するものではありませんが、参加者が少なかった場合などは、内容や周知方法をどのようにすればより多くの方が参加できるのか等、より一層工夫されることを期待します。加えて、人権や男女共同参画に関わる課と密に連携して広報することも重要だと思えます。

また普及・啓発においては、人権・男女平等に関する図書・資料の拡充や、情報誌「かたらい」等を通じた意識啓発が重要です。さらなる充実を望みます。

イ 男女共同参画を推進する教育・学習の推進（Ⅰ－2）

平成25年度から、公民館事業の市民がつくる自主講座に男女共同参画部門が設けられ、多様なテーマで、幅広い年齢層の市民参加が得られたことは評価できます。

一方で男女共同参画の視点をどのように捉えて行われる講座なのか、わかりづらい面もありました。公民館職員は、庁内連携を図り、男女共同参画に関する研修会へ参加するなど理解を深め、募集時に講座の趣旨をより詳細に説明するなど市民と共通認識を図りながら取り組まれることを期待します。

ウ 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり（Ⅱ－1）

ワーク・ライフ・バランスの実現した社会をつくるには、働きや

すい職場づくりや、安心して子育てしながら就労できる子育て支援の充実等が求められています。

そのためには、チラシやパンフレット等を窓口に掲出するだけでなく、男女ともに育児休業が取得しやすい職場にするなど就労環境の整備を市から事業主へ積極的に働きかけることを求めます。

エ 家庭生活との両立支援（Ⅱ－２）

保育所の待機児童解消は喫緊の課題です。待機児童解消に向け定員増や保育所の新設等に取り組まれていることは、評価できます。しかし、現状は待機児童が減少していません。待機児童解消に向け、取り組むとともに、これからも安心して子育てができるよう、長期的ビジョンを持った保育環境の充実を望みます。

また、学童保育においても子どもの発達と成長を促す保育が継続して実施されることを望みます。

オ 暴力の未然防止の意識づくり（Ⅲ－１）

DVの防止に向けた情報提供や広報・啓発について、関係機関等とどのように連携しているのか、わかりづらい報告内容となっています。支障のない範囲で、より具体的に取組と成果がわかるよう記載されることを望みます。

カ 相談・連携体制の整備・充実（Ⅲ－３）

最近では、女性のみならず男性被害者や加害者ケアの重要性も問題となっています。今後は、男性に対する相談支援など幅広い情報収集等に取り組まれることを望みます。

キ 政策・方針決定過程への男女の参画（Ⅳ－１）

審議会委員等への女性の登用について、少しではあるが割合が上昇し、促進されたことは評価します。

一方で、女性委員がゼロという委員会も存在しています。委員会毎に諸事情があることは理解しますが、全く女性委員がいないということがないように、今後も目標の登用率50%に向け取り組まれることを望みます。

ク 市民参加・協働による男女共同参画の推進（Ⅳ－２）

市民の参画を促し、男女共同参画を推進する環境づくりには、男女共同参画施策の取組を支援するための総合的な拠点づくりが欠かせないと考えます。拠点機能の整備については、第4次小金井市基本構想・前期基本計画において、「(仮称)男女平等推進センター整備の検討」

が、平成23年度から「検討」、そして平成25年度からは「推進」する主な事業として位置づけられています。今後も（仮称）男女平等推進センター整備に向けて取り組まれることを望みます。

ケ 庁内の推進体制の充実・強化（Ⅳ―3）

「経過と総論」でも述べたとおり、今回の事業担当課と審議会とで意思疎通を図れたことは、庁内で連携し第4次男女共同参画行動計画の推進に努める第一歩と評価します。男女共同参画室においては、今後も推進に努められよう望みます。

3 おわりに

小金井市議会において、平成26年9月24日付けで「性差別や人権侵害等のない、女性が安心して参画できる議会にすることを求める決議」が決議されました。男女共同参画を総合的に推進するには行政のみならず、市民の代表からなる市議会はじめ、市民や事業所等が一体となって取り組むことが求められています。

さらに男女共同参画への理解が進み、だれもがいきいきと暮らせるまちになることを願います。

資料5-2 (男女平等推進審議会)

平成28年2月19日
企画財政部企画政策課

(写)

平成28年1月18日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市男女平等推進審議会

会長 井上 恵美子

第4次男女共同参画行動計画の推進及び今後の行動計画策定について
(提言)

小金井市男女平等推進審議会(第6期)は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 審議の経過
- 2 第4次男女共同参画行動計画の推進について
 - (1) 報告書(平成26年度実績)に対する評価及び意見
 - (2) さらなる施策推進に向けて
- 3 今後の行動計画策定について

(別紙)

1 審議の経過

第6期小金井市男女平等推進審議会（以下、「審議会」という。）は平成26年1月23日～平成28年1月22日の2年間に任期とし、任期の2年間で8回の審議を行いました。

任期前半には、計画の進捗管理と評価の仕組みづくりとして、第4次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（以下、「報告書」という。）・平成25年度実績について、事業内容と実施状況の検討・確認をするとともに事業への意見及び評価方法について審議を重ね、第5回（平成27年1月19日）に提言の取りまとめを行い、平成27年1月29日に市長へ提言書を手渡しました。

任期の後半には、報告書（平成26年度実績）について、事業内容と実施状況の検討・確認を行ったほか、市長からの諮問（平成27年8月27日付け）を受け、次期計画策定に向けた男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための小金井市職員の意識調査について調査内容や方法等を審議し、調査結果の確認をするとともに現状の課題等を審議しました。第8回（平成28年1月14日）には、報告書に対する評価及び意見、次期計画策定に向けての課題について、提言の取りまとめを行いました。

2 第4次男女共同参画行動計画の推進について

(1) 報告書（平成26年度実績）に対する評価及び意見

平成25年度から、計画の進捗管理と評価の仕組みづくりとして、推進状況調査報告書の記載方法の改善を図るとともに、事業内容について審議会から質疑・確認を行い、事業担当課より具体的な説明の回答を受け、審議会ではさらなる推進に向け提言を行いました。平成26年度の報告書においても同様に検証し、記載方法の見直しや事業の改善に取り組まれていることを確認できました。各課の取組を評価しています。

今後も、報告書作成を各事業への振り返りや、男女共同参画の視点を再認識する機会ととらえ、計画の推進に向けて、引き続き積極的に取り組まれることを望みます。

(2) さらなる施策推進に向けて

ア 女性の就労に関する支援について

男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをめざし、事業担当

課において情報提供等に努力されていることは、報告書や審議会からの質問に対する回答からも伝わってきました。しかし、先般「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、今後、女性の活躍推進に向けた取組がますます求められます。女性の就労に関する支援への視点をさらに持ち、女性のための再就職支援講座を参考にするなど、事業充実に向け検討されることを望みます。

イ 庁内連携について

報告書の事業内容を確認する中で、関係部署との連携が、どのように行われているのかわかりづらいという意見が多くありました。なるべく具体的に記述するとともに、男女共同参画室においては、各課と連携できることがないか検討し、積極的に働きかけを行い、目に見える連携に取り組まれることを望みます。

ウ 意識調査結果の有効活用について

今年度は、次期計画策定に向けて、男女平等に関する市民意識調査及び男女平等推進のための小金井市職員の意識調査を実施しました。調査結果は、多くの市民の皆さん、職員の皆さんにご協力いただいた貴重な声です。すべての部署で有効に活用してください。例えば、職員の育児休業制度の利用意向において、「利用したいが利用できそうにないと思う」と考えている男性職員の割合は34.5%という調査結果を活用し、市の「第2次小金井市職員次世代育成支援プラン」における男性の育児休業取得率13%（平成32年）の目標達成に向け、制度を利用できるようにするための、また目標達成に向けての改善に取り組んでいただきたいと思います。計画策定のみならず現事業においても、施策要望の結果等調査結果を踏まえ、各課、各事業の充実に向け、さらに検討されることを望みます。

3 今後の行動計画の策定について

今回の調査結果から、いくつかの課題が挙げられました。前回調査結果と比較すると、依然として、市の男女共同参画施策や関連する言葉の認知度が低いこと、女性の就業環境づくりや子育て支援策の充実を求める要望が多いこと、人権等に関わる相談窓口の利用度が低いこと、また、男女平等であると回答する方が微増となるも全体として少ないことです。

現計画である第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランス」を基本理念に、4つの基本目標を定めています（同行

動計画「第2節基本目標」参照)。各基本目標を軸として、今回の調査結果から見えてきた課題を照らし合わせると、いずれも継続して取り組む必要があると考えます。また、今回の調査項目に、新たに「介護」に関する項目を加えました。基本理念に関わって今後ますます重要となる課題であり、次期計画策定において、大切な視点として考慮されることを望みます。

課題解決に向け、①男女共同参画施策として実施している事業のさらなる広報や啓発活動の強化、②ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、子育て支援策である保育園や学童保育施設などのさらなる環境整備、③DV相談等だれもが相談しやすい相談窓口づくり、④計画策定過程で市民説明会を実施するなど、行政のみならず市民が意見交換や交流ができる場を設けること、なども視野に入れながら、今後の行動計画策定に取り組まれるよう望みます。

（仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）策定事業概要

1 事業目的

第4次男女共同参画行動計画が平成28年度末で終了するため、平成29年度以降の計画を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画策定に当たっては、引き続き配偶者暴力対策基本計画を含むものとする。

2 事業概要

計画策定に先立ち、市民意識調査、市職員意識調査等を実施し、男女平等に関する現状を調査する。

男女共同参画の各分野の施策の推進状況及び問題点、計画年度中の課題、方策等を明らかにするため、庁内の連絡会議等の意見を聞き、総合的に調整を行う。

男女平等推進審議会（公募委員5人以内、学識経験者5人以内）は、調査結果及び市の施策の現状を踏まえ、小金井市男女平等基本条例第27条第2項に基づき市長の諮問に応じ、審議を行い、計画案を答申する。

答申を踏まえ、平成29年度を初年度とする概ね4年間の計画を策定する。

3 市民参加の取組素案

- (1) 男女平等に関する市民意識調査の実施（平成27年9月実施済）

無作為抽出による18歳以上の男女2,000人（外国籍含む）

- (2) 市民懇談会等の実施（平成28年11月予定）

パブリックコメントのほか、必要に応じて開催。計画案を周知し、広く意見を求める。

4 計画策定の流れ

平成27年度

- (1) 基礎調査（市民意識調査、市職員意識調査）の実施

平成28年度

- (2) 第4次行動計画の見直し作業
- (3) （仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）の検討
- (4) 市民懇談会等の実施
- (5) パブリックコメントの実施結果の検討
- (6) 行動計画（案）に係る男女平等推進審議会の答申（平成28年11月予定）
- (7) （仮称）第5次男女共同参画行動計画の策定

（仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）策定事業概要

1 事業目的

第4次男女共同参画行動計画が平成28年度末で終了するため、平成29年度以降の計画を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

計画策定に当たっては、引き続き配偶者暴力対策基本計画を含むものとする。

2 事業概要

計画策定に先立ち、市民意識調査、市職員意識調査等を実施し、男女平等に関する現状を調査する。

男女共同参画の各分野の施策の推進状況及び問題点、計画年度中の課題、方策等を明らかにするため、庁内の連絡会議等の意見を聞き、総合的に調整を行う。

男女平等推進審議会（公募委員5人以内、学識経験者5人以内）は、調査結果及び市の施策の現状を踏まえ、小金井市男女平等基本条例第27条第2項に基づき市長の諮問に応じ、審議を行い、計画案を答申する。

答申を踏まえ、平成29年度を初年度とする概ね4年間の計画を策定する。

3 市民参加の取組素案

- (1) 男女平等に関する市民意識調査の実施（平成27年9月実施済）

無作為抽出による18歳以上の男女2,000人（外国籍含む）

- (2) 市民懇談会等の実施（平成28年11月予定）

パブリックコメントのほか、必要に応じて開催。計画案を周知し、広く意見を求める。

4 計画策定の流れ

平成27年度

- (1) 基礎調査（市民意識調査、市職員意識調査）の実施

平成28年度

- (2) 第4次行動計画の見直し作業
(3) （仮称）第5次男女共同参画行動計画（案）の検討
(4) 市民懇談会等の実施
(5) パブリックコメントの実施結果の検討
(6) 行動計画（案）に係る男女平等推進審議会の答申（平成28年11月予定）
(7) （仮称）第5次男女共同参画行動計画の策定

